



# 5月期納付分(3月・4月使用分)から 本庁地区の下水道使用料が変わります

## ■公共下水道の財政状況

市では、瀬戸内海の自然を守るために、平成7年に下水浄化センター、平成10年に大平地区農業集落排水処理施設を建設し、各地区の一般家庭や事業所等から出る汚水の処理を行ってきました。現在では、両施設で約4,600世帯の方に接続していただき、平成17年度には、約116万 $m^3$ の汚水を処理しました。

こうした公共下水道の施設を運営し

ていくにあたり、基準となるのが「汚水処理原価」で、1 $m^3$ の汚水を処理するに

要する金額をいいます。これらについては、施設の維持管理費と建設時の市債の返済費を合算して算出しますが、下水浄化センターでは、平成17年度、690円かかる結果となりました。内訳は、維持管理費が218円で、市債の返済額が472円となっており、維持管理費の内113円を個人が使用料で負担し、残る105円と市債の返済額472円の合計577円につい

ては、市が一般会計から補てんを行うことで運営してきました。

## ■下水道使用料の改定

市では、平成15年に下水道料金の値上げを行って以来、事務の効率化や経費削減等の取り組みを行い、下水浄化センターと大平地区農業集落排水処理施設の運営を行ってきました。しかし、市の財政状況が今後ますます厳しくなることが予測され、また、維持管理費に

ついては、可能な限り、使用料で賄うよう国から指導されてきていることなどから、2施設の適正な運営管理を行うため、使用料の改定を実施することとなりました。

本年5月期(3・4月使用料)から「本庁地区下水道料金」と「大平地区農業集落排水使用料」の値上げを行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

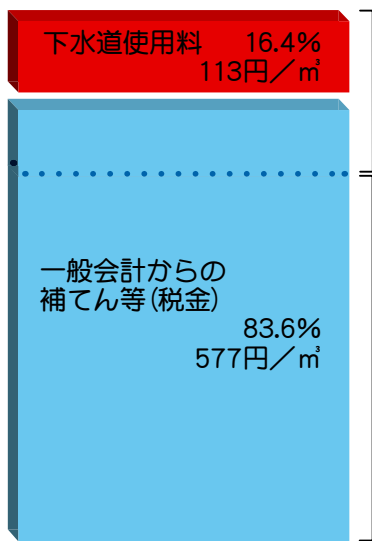
## ■改定のポイント

- ①施設の維持に必要な固定経費を確保するとともに、1人暮らしや高齢者世帯への大幅な負担増を避けるように、基本料金を設定しています。
  - ②今後、税金の補てんを減らし、安定した経営基盤を築いていくために、19～21年度を算定期間として、使用料で維持管理費のうち、75%の回収を見込めるように設定しました。
- なお、具体的な改定内容(料金表)については、「広報いよし」3月号に掲載します。

■問い合わせ 下水道課 ☎982-1111、内線576・599)

## ■本庁地区下水道料金の現状

下水道の  
汚水処理原価  
690円/ $m^3$

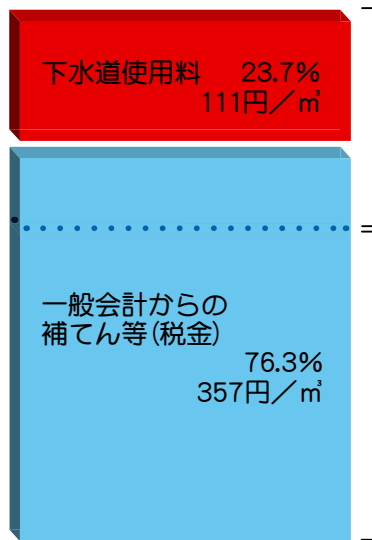


維持管理費  
31.6%  
218円/ $m^3$

市債の返済  
68.4%  
472円/ $m^3$

## ■大平地区農業集落排水の現状

下水道の  
汚水処理原価  
468円/ $m^3$



維持管理費  
38.9%  
182円/ $m^3$

市債の返済  
61.1%  
286円/ $m^3$